

税理士は職務上知り得た秘密を守る義務があります。安心してご相談ください。

もの忘れがひどくなり、  
財産管理ができなくなってきたが…

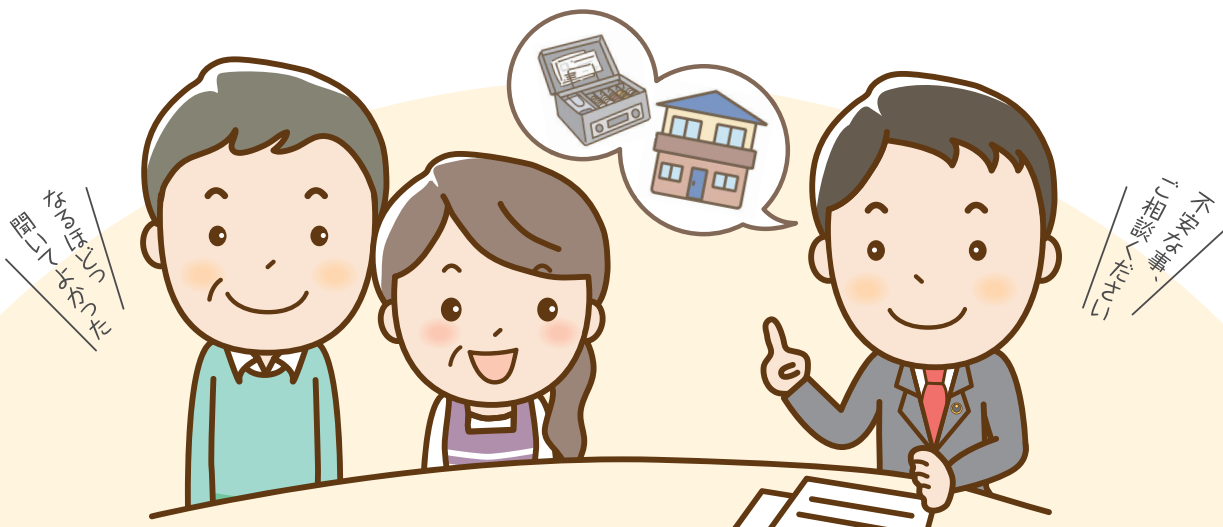
不動産を  
処分したいが、自分の判断に  
不安がでてきたが…

将来、認知症に  
なったらと不安だ。今出来る  
ことはなんだろう？

自分のこと、家族のこと、考えてみませんか。

税理士  
による

# 成年後見 相続税・贈与税 無料相談会



## 久留米会場

日時 令和4年 9月17日(土)  
午前10時～午後3時45分 ※受付は午後3時15分まで

会場 久留米シティプラザ 久留米市六ツ門町8-1

## 佐賀会場

日時 令和4年 10月15日(土)  
午前10時～午後3時45分 ※受付は午後3時15分まで

会場 佐賀税理士会館 佐賀市八幡小路5-26

事前予約制

TEL092-433-2366

↑上記までお電話にてご予約ください↑

※個別の具体的なご相談には対応できない場合がございます。  
あらかじめご了承ください。  
※コロナウイルスの感染拡大状況によっては、電話相談になる場合もございます。



# 成年後見制度のしくみ



©税理士会広報キャラクター  
「にちぜいくん」

**成年後見制度**とは、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方々を支援(身上監護)し、貴重な財産の保全と管理を行う制度のことです(財産管理)。

**成年後見制度**は大きく分けると、**法定後見制度**と**任意後見制度**の2つがあります。

さらに**法定後見制度**においては、**家庭裁判所**によって選ばれた**成年後見人**など(成年後見人・保佐人・補助人)が、**ご本人の利益を考えながら**、その代理として契約などの法律行為を行い、**ご本人を支援する**制度です。

## 対象となる方の判断能力の状態

- **後見**……………判断能力が欠けているのが通常の状態の方
- **保佐**……………判断能力が著しく不十分な方
- **補助**……………判断能力が不十分な方

## こんなときあなたはどうしますか？

### Q 知的障害を持つ子供がいる私も高齢になり不安だ

Aさんには知的障害を持つ子どもがいて、現在はAさんが面倒を見ています。しかし高齢になり自分自身にも不安を感じてきているこの頃、今後どのように息子を見守っていけばいいのか、そして自分の死後どのようにすればよいのか心配でなりません。

私がいなくなったら  
あの子はどうやって  
生活していけば  
いいのだろうか？

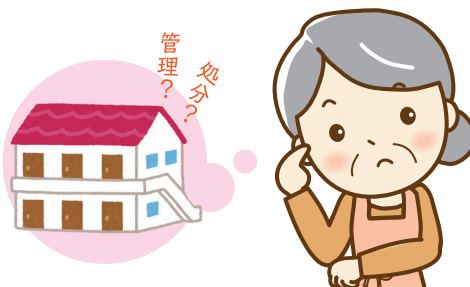


### A 成年後見、遺言、信託などの検討を

成年後見制度の利用や、遺言そして信託による財産の管理など、いろいろな方法が考えられます。一度じっくり専門家の相談を受けてみることをお勧めします。

### Q 身内もおらず一人で暮らしているが、将来の財産管理が心配だ

Bさんは夫をなくして子どももおらず、現在相続したアパート経営で生計を維持しています。身内は一人もおらず、最近アパート管理にも困難を感じており、これからの生活、そして財産をどのように管理し又は処分すべきか悩んでいます。



### A 任意後見・見守り契約の検討を

将来、判断能力が低下したときのために「任意後見契約」を、その契約が発効するまでの間は「見守り契約」を信頼できる方と契約し、将来の不安を解消することをお勧めします。

## 常設無料相談会を開催しています。

### 成年後見支援センター

相談日 毎月8のつく日(土・日・祝日を除く)

時間 13:00~16:00 ※ご相談は一人様30分を目途とさせていただきます。

会場 九州北部税理士会館

事前予約制⇒092-433-2366

### 成年後見支援センター 長崎相談室

相談日 毎月第一木曜日 ※祝日にあたる場合は変更されますのでご確認ください。

時間 13:00~16:00 ※ご相談は一人様30分を目途とさせていただきます。

会場 長崎税理士会館

事前予約制⇒092-433-2366

